

第IV章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を形成するに当たり、歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木を地域景観のシンボルとして、それを保全・活用することは、町民の景観に対する意識啓発を促す効果もあり、重要な意味を有します。本町においては、次に示す項目に該当する建造物・樹木について、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観・集落景観を特徴づけている建造物・樹木
- ・歴史的または文化的価値をもつ建造物・樹木
- ・町民に親しまれ愛されている建造物・樹木



椿の巨木(伊豆味)

2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

観光業は本町の主要産業であり、観光客を対象とした屋外広告物はまちのにぎわいを演出する反面、その乱立が良好な景観形成を阻害していることも否めない状況です。観光のまちとしての気品ある景観形成は、今後のまちづくりにおいて重要な課題であり、屋外広告物に関する一定のルールづくりを検討し、良好な沿道景観形成を推進します。

3. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。本町においても、国道449号、満名川、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の公共施設は、本町の景観を印象付ける重要な要素となっています。今後、これらの整備や占用にあたって、町が目

指す景観形成との整合を図ることが必要であり、必要に応じて景観重要公共施設の指定を推進します。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

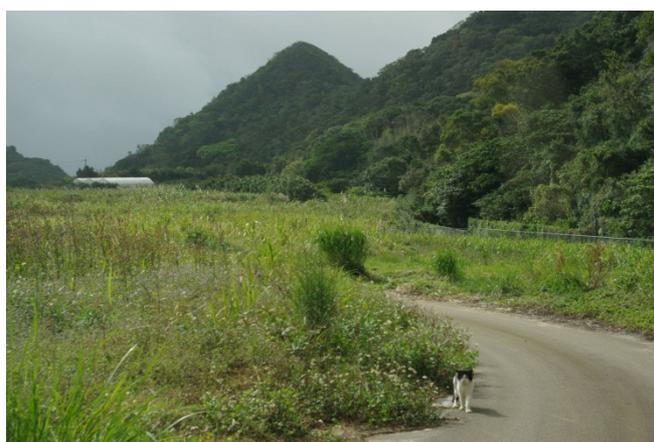
本町においては、町土の約26%が農地であり、農地が町の景観形成に与える影響は少なくありません。農地と一体となった景観形成を図るうえから、農業振興との連携が重要となります。よって、本町の農業振興に資する景観と調和のとれた営農環境の確保を目指します。



基盤整備された農地(辺名地)

5. 自然公園法の許可の基準

本町においては、円錐カルスト地域一帯の面積約658haの区域が沖縄海岸国定公園として自然公園法に基づく自然公園地域に指定されています。内訳は、特別保護区32ha、第一種特別地域79ha、第二種特別地域64ha、第三種特別地域179ha及び普通地域が304haとなっています。今後、自然公園地域において、景観を阻害する開発等が行われる恐れがあると認められた場合においては、必要に応じて自然公園法の許可基準の特例について検討します。



円錐カルストとポリエ(大堂)

6. 景観地区指定の方針

本町は、都市計画区域に指定されていることから、良好な景観を有する地区や、今後、良好な景観の創出を図るべき地区において景観地区を定めることができます。

景観地区において、形態意匠の制限については、計画の認定を受ける必要があります。また、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限及び敷地面積の最低限度に係る制限については、地域住民の意向やコンセンサスが重要となります。

したがって、住民と行政の話し合いの中で、景観地区指定に相応しい地区を検討し、その内容についての勉強会等を開催し、意識啓発を図りながら指定に向けて取り組むものとします。

■景観地区とは？

景観地区は、より積極的に良好な景観形成を図るために、都市計画法に基づいて指定するものです。

景観地区では建築物の形態意匠の制限を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものが定められます。

第V章 良好な景観形成の実現に向けて

1. 良好な景観のイメージの共有

本町の景観は、様々な要素が重なり合い形成されています。その要素を保全、創出する主体も、行政、事業者及び町民等様々であり、良好な景観を形成していくためには、様々な主体が、共通のイメージをもって取り組む必要があります。

したがって、本計画において示してきた「将来像」や「基本方針」を前提としつつ、今後は、景観条例の運用や、各地域での取り組みの中で、より詳細なイメージを構築しつつ、その内容を発信・情報提供し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通のビジョンを共有できる環境を整え、それぞれが景観形成に係る場面において、話し合いの場を設けながら、より良い景観を形成することを目指します。

2. 各主体の役割

(1) 町民・事業者の役割

本町の景観を理解し、誇りを持ち、町民一人ひとりが、本町の景観について考え、景観形成の役割を担っていることを自覚することが重要です。

また、町民及び事業者が行う建築物や工作物の新築や改築等は生活を営む上で必要不可欠な行為であります。ただ、その際、それらが景観を構成する要素の一つであり、その行為が周辺の景観に与える影響について考え、より良い景観形成に資するものとなるよう配慮・工夫します。

(2) 行政の役割

町民や事業者への景観形成に関する情報を積極的に提供し、良好な景観形成に資する取り組みに対して積極的に協力します。

また、国や県、隣接市村と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。

さらに、景観担当部局は、都市計画、農林漁業、観光等の庁内関係各課の連携により景観形成へ総合的に取り組む横断的な体制づくりを図ります。

(3) 都市計画審議会の役割

景観法第9条第2項により、景観計画の策定・変更の際には都市計画審議会の意見を

聴くこととされています。

また、今後景観地区、地区計画制度による景観誘導も想定されること等、本町の景観まちづくりの推進にあたっては、都市計画制度と景観制度の一体的な運用が求められてくることから、都市計画審議会はその案に対して、調査・審議を行います。

